

## 見附市障害者差別解消条例（案）

### （仮称：見附市障害者差別解消推進条例）の制定について

#### 1. 条例の制定に至る経緯

○障害を理由とする差別の解消に向け、令和6年4月に障害者差別解消法（改正法）が施行⇒事業者には努力義務だった合理的配慮の提供が義務化。

⇒広報みつけ R6年2月号で周知

○差別解消をさらに推進させ

- ・市民の意識の向上

- ・社会全体の機運の醸成が必要 ⇒見附市独自の条例を制定



見附市障がい者計画の基本理念

「思いやりにつつまれてだれもが安心して暮らせる地域社会の実現」

（参考）県内の条例制定の状況（R6.6現在） 制定定：2/20市、検討中：県、1市

		制定	条例の名称
制 定 済	新潟市	H28	新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例
	三条市	R5	三条市障がいのある人もない人も共に自分らしく暮らすためのまちづくり条例
準 備	新潟県	R7	新潟県障害者差別解消のための条例（名称未定）
	加茂市	R7	（仮称）障がいのある方もない方も共に生きる地域の実現を目指す条例

#### 2. 見附市差別解消条例に盛り込む内容について

○障害者差別解消法の理念を基本理念とし、法に足りない部分を規定する

- ・相談体制、紛争解決の仕組み
- ・差別に対する意識の向上の取組み

⇒見附市障害者自立支援協議会設置要綱第2条4項「障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止、解決策の取り組みを行う」

○仮称：見附市障害者差別解消推進条例（案）構成について

- ・前文
- ・総則（目的、定義、基本理念、市・事業者・市民の責務など）
- ・差別の禁止（不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供、環境の整備）
- ・相談、紛争のあっせん（相談、あっせん、解決の手法）
- ・差別解消への実現の取組み（情報収集、相互理解の促進、教育、意思疎通）

### 3. 見附市差別解消条例（案）の制定へのスケジュール

令和6年6月 第1回障害者自立支援協議会

　　見附市差別解消条例（案）の骨子、素案について

令和6年秋 第2回障害者自立支援協議会

　　素案についての意見徵収、見附市独自の内容等

令和7年1月 パブリックコメント

令和7年2月 第3回障害者自立支援協議会

　　見附市議会へ提案、制定へ